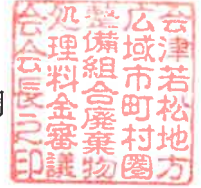


令和3年3月22日

会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者 室井照平様

会津若松地方広域市町村圏整備組合
廃棄物処理料金審議会会長 石田忠司



事業活動に伴って生じるごみ処理の使用料及び手数料について（答申）

令和3年1月15日付け2会広整環第268号で諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見をとりまとめましたので答申します。

記

事業系一般廃棄物の燃やせるもの、燃やせないもの及び産業廃棄物の燃やせないものの処理料金について、処理施設の維持管理上必要とされる固定的経費に対して適正な負担を求めていく考え方は、妥当なものと判断します。

そこで、直近の令和元年度決算数値を中心に検証した結果、事業系一般廃棄物の燃やせるものについては、現行料金と処理経費の単価に10円を超える差が生じていることから改定すべきと判断いたしました。

また、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の燃やせないものについては、現行料金と処理経費の単価との乖離が10円未満の差と小さいことから、現行料金に据え置くべきと判断いたしました。

| ごみの区分 | | 現行料金 | 答申内容 |
|-------|---------|--------------|-------------|
| 一般廃棄物 | 燃やせるもの | 80円/10kg当たり | 90円/10kg当たり |
| | 燃やせないもの | 170円/10kg当たり | 据え置き |
| 産業廃棄物 | 燃やせないもの | 270円/10kg当たり | 据え置き |

【付帯意見】

- (1) 改定の時期については、今般のコロナ禍による地域の経済状況に配慮して実施すること。
- (2) 概ね2年ごとに廃棄物処理料金審議会を開催し、適正な料金について検証の機会を設けること。
- (3) 今後も、一層のごみ減量を推進し、環境負荷の低減や処理経費の抑制に努めること。

会津若松地方広域市町村圏整備組合
 廃棄物処理料金審議会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 選 出 区 分 |
|-----|----------------------|----------------------------|
| 会 長 | いしだ ただし 石 田 忠 司 | 会津若松市推薦 会津若松市区長会 監事 |
| 副会長 | あなざわ みつぎ 穴 澤 貢 | 磐梯町推薦 磐梯町区長会 会長 |
| 委 員 | い き みつえ 生 亀 光 衛 | 公募住民 |
| 委 員 | しらかわ かつよし 白 川 勝 義 | ” |
| 委 員 | ささき くにか 佐々木 邦 子 | ” |
| 委 員 | わたなべ まさひろ 渡 部 正 弘 | 会津坂下町推薦 福島県産業廃棄物不法投棄監視員 |
| 委 員 | たけだ くみこ 武 田 久美子 | J A会津よつば農業協同組合 理事 |
| 委 員 | じんぼ ゆうこ 神 保 優 子 | 会津若松商工会議所 女性会 副会長 |
| 委 員 | なかざわ まこと 中 澤 真 | 会津大学短期大学部 教授 |
| 委 員 | すずき ひろたか 鈴 木 宏 孝 | 福島県会津地方振興局 県民環境部 主幹兼副部長 |

○会津若松地方広域市町村圏整備組合廃棄物処理料金審議会条例

平成18年8月31日
会広整組条例第8号

(設置)

第1条 本組合における廃棄物処理行政の適正かつ円滑な運営を図るため、会津若松地方広域市町村圏整備組合廃棄物処理料金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、廃棄物処理における使用料及び手数料の適正化について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から、管理者が委嘱する。

- (1) 廃棄物処理行政に関心を持つ構成団体の住民
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、管理者が諮問した時から、管理者への答申がされた時までとする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。